

税金 令和5年分の確定申告が始まります。2月16日(金)～3月15日(金)

所得税の確定申告と町民税・国民健康保険税の申告は、2月16日(金)から3月15日(金)までです。年金受給者で、申告の必要性の有無がわからない人は、年金源泉徴収票を持参のうえ、町民課税務係もしくは確定申告会場へお尋ねください。

※申告会場には、本人確認のためにマイナンバーカードをお持ちください。

※役場では確定申告の受付はしていませんのでご注意ください。

詳しくは▶町民課 税務係 ☎82-3115



■申告相談日程■

- ◇申告会場 町公民館2階 小集会室
- ◇申告会場電話 ☎82-2530
- ◇受付時間 8:45～12:00/13:00～16:00
- ◇休日受付時間 8:45～11:00

	月 日	曜日	対象地区
一般所得の申告者	2/16	金	不動寺、中通
	2/19	月	本町、神山、下大町、杉谷
	2/20	火	畑ヶ田、宮浦町
	2/21	水	小通、道金町、恵比須町
	2/22	木	港町、高砂町
	2/25	日	一般(全地区)
	2/26	月	磯路町、寿町、昭和通、京ノ尾
	2/27	火	新町、栄町、浦川内
	2/28	水	大黒町、中島
	2/29	木	寺口、千場
	3/1	金	上大町、花宮町、本通、下潟
	3/3	日	一般・農業(全地区)
農業所得の申告者	3/4	月	旭町、大谷口、泉町
	3/5	火	畑ヶ田、上大町
	3/6	水	下大町(第1)、小通
	3/7	木	下大町(第2)、大谷口
	3/8	金	下大町(第3)、下潟
	3/11	月	下大町(第4)、寺口
	3/12	火	本町、不動寺、神山
	3/13	水	道金町、港町、大黒町
	3/14	木	中島、その他
3/15	金	一般もれ者、農業もれ者	

<p>所得税の確定申告が必要な人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金から所得税が源泉されている人 ・農業、商業、工業、医業などを営んでいる人 ・地代や家賃、配当収入、不動産・株式売却などの所得のある人
<p>サラリーマンで次のような人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超える人 ・給与の年収が2千万円を超える人 ・2か所以上から給与を受けている人
<p>町民税・国税の申告が必要な人</p> <p>令和6年1月1日現在、町内に居住していた人で、次のような人が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年の途中で退職した人 ・無収入の人(収入がゼロという人でも申告していない場合は、国民健康保険税の軽減が受けられません。また、所得証明や課税証明が発行できません。) <p>※給与収入だけの人で年末調整が済んでいる人は、確定申告、町民税・国民健康保険税の申告は必要ありません。</p>
<p>申告のとき必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書(税務署から送付されている人) ・昨年中の収入と経費がわかるもの(事業所得や不動産所得、株式等の譲渡所得などのある人) ・源泉徴収票 ・生命保険料・医療介護保険料・個人年金保険料・地震保険料・損害保険料(旧長期)等の控除証明書 ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳など